

令和7年1月20日

一宮市水道事業等会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者  
多和田雅也

一宮市上下水道部管理規程第1号

一宮市水道事業等会計規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等会計規程(平成25年一宮市上下水道部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(担保)</p> <p><u>第5条 出納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより、担保を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の担保は、500万円以上の現金又は有価証券とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定により提出できる有価証券は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 国債証券</u></p> <p><u>(2) 地方債証券</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が認めた債券</u></p> <p><u>4 担保として提出された有価証券の価値は、時価の100分の90以内とする。</u></p>	<p>第5条 削除</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。